

岩手県立一戸テナント営業募集要項

岩手県立一戸病院では、以下のとおり、令和7年度内に病院内で行うテナント営業に関する事業者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称
岩手県立一戸病院
- (2) 所在地
岩手県二戸郡一戸町字砂森 60 番地 1
- (3) 病床数 198 床
 - 1 病棟（一般） : 47 床
 - 5 病棟（精神） : 40 床
 - 6 病棟（精神） : 52 床
 - 7 病棟（精神） : 55 床
 - 感染病棟 : 4 床
- (4) 建物概要 RC 造、地上 6 階建て 延床面積 18,888.1 m²
- (5) 患者数（令和6年度実績）
 - 外来患者数 150 人／日
 - 入院患者数 146 人／日
- (6) 病院に勤務する職員数（令和7年7月1日現在）
205 人

2 募集するテナント業種名及び事業者数

病院内売店営業（1 事業者）

3 応募資格

- (1) 売店営業については、二戸二次保健医療圏（二戸市、一戸町、軽米町、九戸村）に本社を有するか又は県内に本社を有し、圏域内に支社及び営業所等を有する事業者が応募できます。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者としてします。
- (3) この公示の日から審査完了の日までの間に、岩手県から指名停止の措置を受けていない者としてします。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であることとしてします。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこととしてします。

※ なお、病院において事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部へ照会する場合があります。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない事業者としてします。

4 テナントの場所、面積及び不動産使用料の概算額

(1) 許可面積

病院売店営業等は次のとおりです。別添の「売店図面」により確認してください。

- ① 売店 35.75 m²
- ② 売店倉庫 9.49 m²
- ①②合計 45.24 m²

(2) 不動産使用料（概算）

年間使用料 384千円（税込）

（年度途中からの使用は月割り又は日割りとなります。）

5 応募書類の提出等

(1) 受付期間

令和7年8月14日（木）から令和7年9月22日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

岩手県立一戸病院 総務課

（住所）岩手県二戸郡一戸町字砂森60番地1

(3) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。出店及び営業計画書（様式2）について、記入欄が不足する場合は、任意の様式で提出しても構いません。なお、①②③④の様式については、令和7年8月14日（木）から令和7年9月22日（月）の平日午前8時30分～午後5時の間に一戸病院総務課で受取できるほか、一戸病院のホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 出店及び営業申請書（様式1）
- ② 出店及び営業計画書（様式2）
- ③ 営業実績及び出店状況（様式3）
- ④ 院内売店営業に係る仕入先一覧（様式4）
- ⑤ 登記簿謄本（個人の場合は住民票及び身分証明書）
- ⑥ 出店及び営業に必要な許可証等の写し
- ⑦ 納税証明書

直近1年間の事業年度における発行から3か月以内の納税証明書（※写しでも可とする。）

ア 法人の場合

- ・「県税」（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書（県税一様式第111号イ）
- ・「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税一その3又はその3の3）

イ 個人の場合

- ・「県税」（個人事業税）の納税証明書（県税一様式第111号イ）
- ・「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税一その3又はその3の3）

- ⑧ 貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は損益計算書のみでも可）

- ⑨パンフレット、カタログ等がある場合は当該パンフレット・カタログ等

(4) 提出方法

応募書類は、提出先まで持参するか郵送してください。郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」として、令和7年9月22日（月）までに到着するよう送付してください。

持参する場合は、(1)で定める期間内及び時間内に、(2)に定める担当部署へ提出してください。

6 応募に関する留意事項

(1) テナント営業の条件等への同意

テナント営業の内容、方法、条件等を別添の「テナント営業に係る基本条件」及び「テナント営業に係る個別条件」により確認し同意のうえで応募してください。

(2) 失効又は無効

次のいずれかに該当する場合は、申込が失効又は無効になります。

- ① 受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 本募集要項に違反すると認められるとき。
- ⑤ 応募資格を有していないことが判明したとき。
- ⑥ 応募者による業務履行が困難であると判断されたとき。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

応募に係る経費は、応募者の負担とします。

(5) その他

- ① 応募書類を受理した後の書類の書換え又は訂正等は認めません。
- ② 提出した応募書類は返還しません。

なお、これらの書類については、今回の事業者選定の目的以外には使用しません。

7 選考方法等

(1) 事業者の選考

岩手県立一戸病院テナント選考委員会において応募書類を審査し、選考基準により評点のうえもっとも高点の事業者を決定します。なお、必要に応じて応募者からヒアリングを行います。

なお、選考内容の公平性を保つため、評点者には審査書類（応募書類）上から応募者を特定できないようにします。（評点者へは、応募者を特定できる部分（写真、ロゴマーク等必要と判断される部分すべて）を黒塗りとした審査書類を配布のうえ審査します。）

(2) 選考基準

別紙のとおり

8 選考結果の発表

令和7年10月（予定）に、応募者全員に通知するとともに、一戸病院のホームページ及び病院内掲示板に掲示します。

9 その他

(1) テナント募集説明会を次の日程で開催するので、応募を希望する事業者は参加してください。

日時 令和7年8月27日（水） 14時から 会場 岩手県立一戸病院 2階 大会議室

(2) テナント募集説明会以後に疑義が生じた場合は、令和7年8月28日(木)から令和7年9月3日(水)までの平日午前8時30分～午後5時の間に、文書により照会してください。照会方法については、「質問書」(任意様式)に記入のうえ、末尾に記載の照会先まで、持参、郵送・電子メール又はFAXにより提出してください。その他の方法での質問は受け付けません。

なお、持参以外の方法による提出の場合は、電話で担当に到着を確認してください。

また、質問事項及びその回答内容については、令和7年9月8日(月)までに一戸病院のホームページ及び掲示板に掲載します。

(照会先)

岩手県立一戸病院総務課 担当：開(ひらき)

〒028-5312

電話 0195-33-3101(代表) FAX0195-32-2171

メールアドレス itaru-hiraki@pref.iwate.jp

(別紙) 選考基準

◇院内売店

No.	評価項目	配点
1	運営方針	10
2	事業計画	10
3	商品及び価格	10
4	衛生面及び安全面の確保	10
5	運営体制	10
6	従業員の接遇等教育方針	10
7	苦情対応	10
8	その他提案等	10
9	営業実績及び財務状況	10
10	地域要件	20
11	地元からの仕入	10
12	雇用の計画・状況等（地元雇用等）	30
	合計	150